

機動隊等に関する訓令

[最終改正 令和6.11.29 京都府警察本部訓令第12号]

(概要)

この訓令は、京都府警察機動隊及び警備実施の中核として特別に編成する部隊の運用等について定めたもので、昭和55年12月1日から施行しています。